

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第16回 LLW廃棄体等製作・管理分科会 (F9Ph2SC) 議事録

1. 日時 2009年8月25日 (火) 13:30~15:35
2. 場所 日本原子力技術協会A・B会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略) (開始時)  
(出席委員) 阿部(主査), 岡本副主査(14:05出席), 片寄(幹事), 大浦, 柏木, 坂下, 櫻井, 七田, 武部(14:40退席), 目黒, 中瀬, 中山, 飯田, 水越, 宮本(15名)  
(代理出席委員) 脇(東代理)(1名)  
(欠席委員) 河西(1名)  
(常時参加者) 御子柴, 水井, 大内(3名)  
(欠席常時参加者) 大間, 伊藤, 藤井, 三根, 熊野, 杉山, 菊池, 中山, 小倉, 野村(10名)  
(傍聴) 森山, 吉田, 前田, 小林, 加藤, 杉山(6名)  
(事務局) 谷井
4. 配付資料  
F9Ph2SC16-1 第15回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会議事録案  
F9Ph2SC16-2 標準委員会の活動状況  
F9Ph2SC16-3 人事について  
F9Ph2SC16-4-1 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)  
1章~3章の本体・解説案  
F9Ph2SC16-4-2 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)  
4章本体・解説・附属書A, B, C, D  
F9Ph2SC16-4-3 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)  
5章本体・解説・附属書E修正案  
F9Ph2SC16-4-4 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)  
6・7の本体・解説・附属書F・G案  
F9Ph2SC16-4-5 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法(仮称)  
本体・解説・附属書一式案  
F9Ph2SC16-5 「LLW廃棄体製作等・管理分科会」の予定案  
F9Ph2SC16-参考-1  
「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」標準案(公開審査資料)の“編集上の修正”について
5. 議事  
(1) 出席委員の確認

事務局より、開始時に 16 名の委員の出席があり、分科会成立に必要な委員数（12 名以上）を満足している旨の報告が行われた。

(2) 前回議事録（案）の確認（F9Ph2SC16-1）

事務局より、第 15 回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会の議事録（案）が紹介され、承認された。

(3) 標準委員会の活動について（F9Ph2SC16-2）

事務局より、標準委員会の活動状況について説明が行われ、その中で「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」の公衆審査においては意見がなかったことが紹介された。

(5) 人事について

① 報告

委員退任

事務局より、東 利彦氏（関西電力(株)）の委員の退任報告があった。

常時参加者登録解除

事務局より、熊野 裕美子氏（東京電力(株)）及び杉山 崇氏（中部電力(株)）の常時参加者登録の解除の報告があった

② 承認

委員選任

事務局より、新委員として、脇 寿一氏（関西電力(株)）が推薦されている旨紹介され、決議した結果、新委員に選任された。

(6) 余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件の公衆審査結果について

中瀬委員より F9Ph2SC16-参考-1 を用いて「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」の公衆審査後に、一部、誤記や引用文献の明確化など“編集上の修正”を行うことが説明され、了承されたことから、本資料で 9 月 11 日の標準委員会へ説明を行うこととなった。なお、その際の修正の説明方法については、学会事務局にて検討されることとなった。

(7) トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法の標準案について

片寄幹事より F9Ph2SC16-4-1～5 を用いて「トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び品質確認方法」の 1 章から 5 章にわたる修正案及び 6・7 章の内容案の説明がなされ、次の対応を図った上で、標準全体のチェックを進めることとした。

なお、チェックに際しては、JIS 様式に準拠した標準とするための見直しを十分行うこととなった。（例えば、「、」→「,」、「なお書き」は改行、「または,」は改行しないなど）

(a) 1 章～3 章について

・「埋設対象廃棄物」と「廃棄物」など、同じ内容を示す複数の用語が用いられていることから、全体を通して用語の統一化を図ること。（6・7 章なども同じ）

- ・頻繁に使用される重要な用語である「埋設対象廃棄物」及び「取扱い方法」の説明が無いため、解説などに、これらの説明を加えた方が良い。
    - 「埋設対象廃棄物」は、序文にある「原子力発電所から発生するトレンチ処分対象の放射性廃棄物」であるから、序文のこの文章の後に（埋設対象廃棄物）を加える。
    - 「取扱い方法」は、適用範囲にある「トレンチ処分対象とする廃棄物を埋設処分するために適用される技術基準に適合させるための取扱い方法」であるから、解説中にこの点を補足する。
    - 序文の解説の意味する内容を分かりやすくするために、もう少し説明を加えた方が良い。
  - ・適用範囲の解説における“トレンチ処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法の基本手順（仮称）”（予定）は、品質確認にあたり「考慮する必要がある。」ものであることから、記載方法を検討すること。
- (b) 4章について
- ・4.2.2.1の解説に示されている有害物を含有する可能性のある廃棄物に関して、なぜ「塗料」だけに言及しているのか。
    - 古い時代の塗料には、鉛などが含まれている可能性もあり、解体廃棄物を対象にすると、古い時代のもも発生することを勘案して、例として示したものである。
  - ・4.2.4.5の解説に示されている「検査員の疲労度低減及び定期的な教育・訓練」に関し、労務関係の全般的な内容として、別にまとめることも考えられる。
    - 照合措置は人手作業の重要な内容で、管理項目であるため、L1標準での記載内容も参考に本章に示している。
- (c) 5章について
- ・表2の“確認方法”の欄において示されている「事業者標準で明確にする」ことは、表の項目通り確認する方法とするのであれば「事業者標準に明確になっていることを確認する」とするような表現が良い。
    - 確認方法を示すことが適切であることから、「事業者標準に明確にされていることを確認する。」という表現に統一する。
  - ・附属書EのE.2のタイトルにおいて、「取扱い段階ごとの品質確認項目」では、取扱いだけの段階を意味するため、廃棄物取扱いの全段階を示す用語（廃棄物取扱いの各段階）に統一を図ること。
  - ・附属書Eの表E.2の埋設対象廃棄物の要件（5件）と4章の要求事項（3件）とに不整合が生じており、そのうち最大放射能濃度については附属書Aの表A.1で整理されているものの、分かり易いように、用語の統一、もしくは差異の説明を加えるなど検討すること。
- (d) 6・7章について
- ・附属書FのF.1のなお書きの部分で、2種類の「記録」の意味があるため、後半の「記録」に関しては、「品質確認に使用できる記録」のように、説明を加えた方が良い。
  - ・附属書Fの表F.1の注の部分で、「廃棄物取扱い側」とあるが、標準全体で使用している用語との統一を図り、少し説明も加えた方が良い。

・附属書 F の表 F.2～8 のタイトルで、「記録一例」とあるが、「記録の一例」とすること。

(e) 全般を通した確認について

本標準案に関して、各委員は、内容・表現などのチェックを行い、コメントがある場合は、2 週間を目途として、幹事に連絡することとした。

(8) 今後の分科会の予定について

次々回（11 月頃）の原子燃料サイクル専門部会への中間報告を行う予定で進めることとした。

6. その他

次回分科会は、平成 21 年 10 月 20 日（火）午後に仮決めされた。

以 上